

令和5年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度 国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・全日制)【令和5年7月分～】

1 学費支援制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」と言います）や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意ください。

2 支援の対象となる生徒

次の計算式によって計算した額（保護者全員の合算）が、30万4,200円未満の世帯は、表の区分に応じて授業料が軽減されます。

30万4,200円以上（年収約910万円以上）の世帯は、学費支援制度の対象外です。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 ※1

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算

計算式の額 (保護者等全員の合算)	毎月の授業料等			【参考】 世帯年収目安 あくまで目安です (上記の計算式に基づきます)
	支給（軽減）額	左記金額のうち 就学支援金の額	生徒負担額	
0円	37,500円	32,500円	0円	～ 約270万円
51,300円未満	37,500円	32,500円	0円	約270万円 ～ 約350万円
154,500円未満	32,500円	32,500円	[37,500円 - 32,500円]	約350万円 ～ 約590万円
304,200円未満	9,900円	9,900円	[37,500円 - 9,900円]	約590万円 ～ 約910万円
304,200円以上	【対象外】	【対象外】	全額	約910万円 ～

- 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は、マイナポータル「わたしの情報」から確認できます。（但し、マイナンバーカードが必要です。）
- 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和5年度分の申告手続を行ってください。

3 支援制度利用の「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」について

毎年7月に、7月から翌年6月までの支援について、当該年度の税額で審査します。

①個人番号のみ入力された方 → 学校にて一括登録しますので入力不要です。

②個人番号カードを讀込された方 →

利用者マニュアル（③継続届出編：HP掲載）を確認の上、e-Shienを操作し、「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」を入力してください。

【入力期限】 7月24日（月）締切

なお、①②ともに、保護者等の変更があった場合は、②の場合も入力せず、至急、学校事務局（082-261-1296）までご連絡下さい。